

申請者各位

横浜商工会議所 国際部

＜原産地証明書 台湾向け日本産食品をご申請の方へ＞ 産地・指定文言を記載する特別対応の廃止について

台湾当局は11月21日、日本産食品の輸入規制を同日付けで全面撤廃することを公表しました。この規制は2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、一部の日本産食品を台湾に輸出する際に、放射性物質検査報告書及び産地証明書の提出を求められていたものです。

商工会議所では、台湾政府からの要請により、一般(非特恵)の原産地証明書発給の際に、原産地証明書の「備考(6.Remarks)欄」への製造県・生産県記載に加え、指定文書の記載をお願いしておりました。

このたびの輸入規制の撤廃に基づき、今後、台湾向け食品の原産地証明書をご申請される場合は、**製造県・生産県及び指定文言の記載を必須としていた特別ルールを廃止し**、通常の申請ルールを適用いたします。

今後は、これまで運用していた特別ルールに基づく記載はできなくなりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。詳しくは下記をご覧ください。

記

台湾向け・日本産食品の原産地証明書

以下の記載を不可とし、通常の申請ルールを適用いたします。

今後記載できなくなる項目

- ・「備考欄(6.Remarks欄)」：**製造県・生産県の記載**
- ・「備考欄(6.Remarks欄)」：**台湾指定文言の記載**

【記載ができない指定文言】

This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.

よくあるご質問

Q1. 今後も商品の産地と指定文言を記載したいので、記載してもいいでしょうか。

A1. 原産地証明書への産地と指定文言は今後ご記載いただくことはできません。

Q2. これまで典拠書類として提出していた日本国内の製造証明書は提出不要になるのでしょうか。

A2. はい。台湾向け食品を申請する際にご提出いただいた製造証明書の提出は不要です。

以上